

第2回 広報広聴委員会

期日：平成27年5月27日(水)

13:30～

場所：第1委員会室

1 開 会

2 委員長挨拶

3 協議事項

(1) いいだ市議会だより第195号(臨時号)について
第1稿について (別紙 第1稿)

(2) 前広報広聴委員会からの申し送り事項について (資料1・2)

4 その他

5 閉 会

次回委員会 [日時] 6月9日(火) 午前10時から

[場所] 第1委員会室

○飯田市議会が行う広報広聴に関する規程

平成 24 年 12 月 21 日議会運営委員会決定

(設置)

第 1 条 この規程は、飯田市自治基本条例（平成 18 年飯田市条例第 40 号）第 23 条に規定する、開かれた議会運営を行うために設置する広報広聴委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営並びに委員会が行う活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 委員会は、委員 10 人以内で組織する。

(所掌事務)

第 3 条 委員会は、次の事項について協議又は調整を行うものとする。

- (1) 議会広報紙の編集及び発行に関する事項
- (2) 議会ホームページの管理運営に関する事項
- (3) インターネットを活用した会議公開に関する事項
- (4) 会議傍聴の推進に関する事項
- (5) 市民への講座等の開催に関する事項
- (6) 議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項
- (7) その他議会の広報広聴に関する事項

(委員)

第 4 条 委員は、各会派から選出する議員をもって構成し、議長及び副議長はオブザーバーとする。

2 委員の任期は、2 年とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐する。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、原則として公開とする。
- 3 会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員に事故あるときは、当該委員の属する会派は、委員会に代理の者を出席させることができる。

(議会広報紙の名称及び発行)

第7条 第3条第1号の規定により行う議会広報紙の発行は次のとおりとする。

- (1) 議会広報紙の名称は、飯田市議会だよりとする。
- (2) 議会広報紙は、毎定例会の終了後1カ月以内に発行する。ただし、必要に応じて臨時号を発行することができる。

(議会広報紙の掲載事項)

第8条 議会広報紙には、次に掲げる事項を掲載する。

- (1) 定例会・臨時会に関する事。
- (2) 各委員会に関する事。
- (3) 請願・陳情に関する事。
- (4) その他委員会が必要と認める事。

(事務)

第9条 委員会の事務は、議会事務局において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月28日から施行する。

(飯田市議会報発行規程の廃止)

2 飯田市議会報発行規程(平成9年飯田市議会規程第3号)は、廃止する。

広報広聴委員会 平成27年度及び28年度への申し送り事項

飯田市議会が行う広報広聴に関する規程（平成25年議会規程第1号。以下単に「規程」という。）第3条に定めのある所掌事務のうち、次の1から5までに掲げる事項に関し、それぞれ当該1から5までに記すとおり申し送る。

1 議会広報紙の編集及び発行に関する事項（規程第3条第1号）について （申し送り事項）

平成27年度における発行予定を別紙1 平成27年度議会だより発行予定（案）のとおりとしたので留意されたい。

2 テレビジョン放送及びインターネットを活用した会議公開に関する事項（規程第3条第3号）について （申し送り事項）

委員会の公開については、リニア推進委員会における試行終了後は、広報広聴委員会で検討を行うこととなっているので留意されたい。

3 市民への講座等の開催に関する事項（規程第3条第5号）について （申し送り事項）

平成26年度において、学校からの要請に基づき、松尾小学校の6年生を対象に実施したところ、好評であった。学校への出前講座については、希望があれば取り組むという方向で行われたい。

4 議会報告会の企画運営及び市民意見の取り扱いに関する事項（規程第3条第6号）について （申し送り事項）

平成27年度飯田市議会報告会開催方針（案）（別紙2）を議会案とし、まちづくり委員会に示したので、まちづくり委員会と協議して取り組まれたい。また、昨年度運営の細部に関し出された意見についても検討されたい。

5 その他議会の広報広聴に関する事項（規程第3条第7号）のうち、「議会改革運営ビジョン実現に向けた取り組み（平成25年3月22日）」において広報広聴委員会で検討するとされた次の事項について

- (1) 議会モニターに関する検討
 - (2) 市民アンケートに関する検討
- （申し送り事項）

平成26年度において、(1)については四日市市、(2)については豊田市への視察を行った。それぞれについて、一定の成果が見られ、評価できる。

市民からの意見を積極的に聴取することは大切だが、議会報告会、傍聴者からのアンケートといった手段もあり、また、テーマ及び目的を明確にして実施すべきと考えられることから、引き続き検討をされたい。